



22文科高第1310号  
平成23年3月22日

各国公私立大学長  
各公私立短期大学長  
各国公私立高等専門学校長 殿  
各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長  
板 東 久美子

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
磯 田 文 雄

(印影印刷)

東北地方太平洋沖地震に係る主要経済団体等への大臣要請を踏まえた対応に  
ついて（通知）

平成23年東北地方太平洋沖地震により、新規学校卒業予定者等の入社時期及び来春卒業予定者等の採用選考活動に関し、新卒者等の雇用に係る問題が発生すると見込まれます。

このため、平成23年3月22日、文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名により、主要経済団体258団体に対し要請書を発出し、

- ① 採用内定を出した学生・生徒等が、可能な限り入社できるよう努力すること
  - ② 被災地の学生・生徒等の生活の立て直しなど個別の事情を十分に勘案し、入社予定日等について柔軟な対応を行うこと
  - ③ 来春卒業予定の大学生等の採用選考活動に当たっては、被災した大学生等からのエントリーシートの提出期限を延長するなど、柔軟に対応すること
  - ④ 震災の影響を受けた学生・生徒等を積極的に採用すること
- 等について要請を行いました（別添1、別添2参照）。

また、求人情報事業所団体に対しては、震災の影響を受けた学生を積極的に採用する企

業の特集を組む等により、震災の影響を受けた学生の就職のために全面的な協力を求めることとしました（別添3参照）。

さらに、震災の影響を受けた学生・生徒に向けて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名で、将来ある学生・生徒が社会人として活躍できるよう、政府として学生・生徒の就職を全力で支援すること、就職のことで困ったことがあれば、一人で悩まずに学校やハローワークに相談してほしいことについてメッセージを作成しました（別添4参照）。

当該要請書及びメッセージについて、文部科学省においては、ホームページへの掲載等により周知することとしていますが、各大学等においても、ホームページへの掲載、大学等において掲示・配付するなど周知をお願いします。また、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、このことについて所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

本件については、被災地域の各大学等においては、現地の実態に応じて可能な範囲で実施するようお願いします。

なお、各都道府県労働局等に対しては、厚生労働省より別途周知を依頼しています。

(本件問い合わせ先)

**【専修学校について】**

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
電話：03-5253-4111(2939)

**【その他大学等について】**

高等教育局学生・留学生課  
電話：03-5253-4111(2519)